

新型コロナウイルス感染症により

影響を受けられましたご契約者さまへ

全管協少額短期保険株式会社

火災保険契約手続きおよび保険料支払いに関する特別措置 適用期間延長のお知らせ

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大により多大なる影響を受けている皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、弊社では、このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたご契約者さまに、全国一律で更新にかかわる契約手続きおよび保険料のお支払いを2020年3月13日より2020年5月31日まで猶予とさせていただいておりましたが、新規契約の保険料お支払いも含め2020年9月30日まで猶予させていただくよう特別措置の適用期間を延長することといたしました。

【特別措置の概要】

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた(※1)ご契約者さまを対象に、火災保険の更新契約のお申込手続き及び、新規契約・更新契約の保険料のお支払いを2020年9月30日まで(※2)猶予させていただきます。

対象者(※1)	手続き(※2)	特別措置適用期間
新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたご契約者さま	更新契約：お申込み手続きおよび保険料のお支払い 新規契約：保険料のお支払い	2020年3月13日から 2020年9月30日まで

(※1)ご契約者さまが新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴い自宅待機される場合、感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、代理店が休業や業務縮小、対面での募集を自粛している場合などにより、通常の手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

(※2)適用期間：2020年3月13日より2020年9月30日まで

お申込手続き猶予：この期間に保険期間の初日が到来する更新契約

保険料お支払い猶予：この期間に保険料のお支払いをされる新規契約
および更新契約

注) 新規契約の場合は保険始期日までのお申込手続きが必要です

特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、取扱代理店または弊社担当窓口にご相談ください。
ご希望およびご契約内容により、特別措置の適用可否等を含め、ご相談を承ります。

《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口：0120-329-431

受付時間：9:00~12:00 13:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

以上